

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成30年度実施政策)

(総務省30-①)

政策(※1)名	政策1: 適正な行政管理の実施				担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、行政情報システム企画課、管理官室)			作成責任者名	行政管理局企画調整課長 武藤 真郷 行政管理局行政情報システム企画課長 千葉 博 行政管理局管理官 添田 徹郎		
政策の概要	行政運営の見直し・改善を図るとともに、各省に共通する行政制度を管理することにより、行政の総合的かつ効率的・効果的な実施を推進する。								分野【政策体系上の位置付け】	行政改革・行政運営		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	[最終アウトカム]: 行政運営の改善・効率化の実現 ・行政の信頼性の確保及び透明性の向上 [中間アウトカム]: ICTを活用した業務・システム改革が各府省において実施され、国民が受ける行政サービスの質が向上すること ・独立行政法人制度の運用により、独立行政法人による行政活動の自律的な実施が実現され、行政運営の効率化等が促進されること ・行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度が適正かつ円滑に運用されること								政策評価実施予定時期	平成31年8月		
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		目標(値)		年度ごとの目標(値) 年度ごとの実績(値) (※2)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	基準年度	目標年度	28年度	29年度	30年度				
ITを活用して政府全体の行政サービスの向上を進めるとともに行政運営の効率化を実現すること	政府情報システムの統合・集約化等を引き続き推進	①	各行政機関が所管する情報システム数 <アウトプット指標> 【AP改革項目関連: IT化と業務改革、行政改革等分野⑭】 【APのKPI】	1,450 (H24年度実績値)	24年度	725 (平成30年度に基準年度から半減)	30年度	平成30年度に基準年度から半減(725)			国の業務効率化の推進が必要な現状を踏まえて、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)においてシステム数の半減目標が掲げられ、その達成に向け、政府情報システムの統合・集約化、クラウド化を進めてきた。その後策定された「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント関係会議決定)においても、政府情報システム改革を着実に推進することとされており、掲げられた目標値を達成することによって、政府全体の情報システムが最適化され、業務効率化が促進される。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】	
	各府省における業務改革の取組の推進	2	行政管理局が重点的に取り組む個別業務の改革について、具体的な取組内容、工程表、成果指標を設定した割合 <アウトプット指標>		27年度	100%	30年度	100%	100%	100%		総務省においては、各府省における業務改革(BPR)の推進に取り組んでおり、当該取組においては関係者の認識の共有、業務実態や進捗等の把握が重要であることに鑑み、取組内容、行程表、成果指標を設定して取り組んでいることを指標として設定したものの、 ※総務省行政管理局においては、内閣官房等と連携・分担しながら、各府省における業務改革(BPR)の推進に取り組んでおり、その旨は、国の行政の業務改革に関する取組方針(平成26年7月総務大臣決定、平成27年7月、平成28年8月改定)、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日ガバメント関係会議決定)にも記載されているところ。
	各省における手続の利便性向上に向けた取組に対する支援や利用者からの意見・要望聴取	3	申請・届出等手続におけるオンライン利用率 <アウトカム指標>	45.4%	26年度	70%以上	33年度	平成26年度値 (45.4%)以上	平成27年度値 (47.3%)以上	平成28年度値以上		国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日CIO連絡会議決定)と、同方針をふまえて策定された「世界最先端IT国家創造宣言」及び同工程表(平成26年6月24日IT総合戦略本部決定)に基づき、行政手続のオンライン化推進による利便性向上と業務効率化を目指すこととなった。その取組結果を明確にするため、オンライン利用率を指標とし上記工程表記載の目標を、目標値として設定した。
								862	※平成30年1月の関係会議決定の実施状況の捕捉において、平成30年度末の実績値と合わせて測定	—		

	良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するため、市場化テスト実施に伴う官民競争入札等監理委員会の関与を軽減させた新プロセス等への移行を促進すること	4	公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス及び終了プロセスへの移行割合 ＜アウトプット指標＞	20%	26年度	40%	30年度	36%	39%	40%	公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、総務省の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標がおおむね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等した新プロセス等へ移行することを認めている。そのため、良質かつ低廉な公共サービスの実現を推進するための指標として、現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定した。 また、目標値(水準)は、公共サービスについて不断の見直しを行い、今後も対象事業数が増加していく中で、監理委員会の充実した審議を可能とするため、平成26年度での実績が20%であること及び平成28年度から平成30年度までの審議予定件数を踏まえ、継続的に達成すべき水準として平成30年度までに40%としたものである。
独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用を通じ、各府省の政策実施機能の強化を図ること	新しい独立行政法人制度を運用するにあたっての課題の適切な把握とそれに応じた対応により、各法人の性質に応じた柔軟な経営を可能とする環境を整備	⑤	新しい独立行政法人制度の運用に係る課題等の把握及びその対応の程度 ＜アウトプット指標＞	27年4月の新制度移行に伴う必要な措置を実施	27年度	各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施	30年度	各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 ・調達関連業務により法人における研究開発が停滞しているという課題に対し、関連する閣議決定の改定を行い、新たな随意契約方式を導入するとともにその具体的な運用に関係する通知を发出了。 ・国際的な会計動向を踏まえた課題等に対応すべく、有識者等の議論を通じて会計基準等の改訂を検討し、現在「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」の作成に向けた作業を行っている。	各府省・各法人における新制度運用の実態等を踏まえ、明らかになった課題等について対応を実施 ・経営努力認定制度について、現在法人において有効に活用されていないという課題に対し、申請要件の見直しや手続きの簡素化、認定割合の引上げなどの改善を行うこととする内容の新たな通知を发出了した(平成30年3月末)。 ・「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を策定するとともに(平成29年9月)、これを踏まえ、有識者等の議論を通じて、財務諸表等の法人マネジメントへの一層の活用資するよう、事業報告書の記載事項等の見直しや会計基準の改訂に向けた作業を行っている。	—	独立行政法人制度については、平成27年4月に新制度に移行したばかりであることを踏まえて、新制度の適正かつ円滑な運用のためには、各府省・各法人が実際に新制度を運用していくなかで明らかになった課題等を適切に把握し、対応していくことが必要と考え、指標として設定。

	<p>新しい行政不服審査制度を適切に施行するため、各種規程等の整備など必要な準備を進めること</p>	<p>6</p> <p>行政不服審査制度の見直し ＜アウトプット指標＞</p>	<p>新しい行政不服審査制度の創設に向けた検討を開始</p>	<p>24年度</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>28年度</p>	<p>新しい行政不服審査制度の適切な施行</p>	<p>新しい行政不服審査制度について、①政令・審査請求事務取扱マニュアル等の整備、②各種研修・セミナーの実施等の施行準備を進め、適切に施行した。</p>	<p>改正行政不服審査法(平成26年6月13日公布 公布の日から2年を超えない範囲で政令で定める日施行)の成立に伴い、円滑な新制度の施行に向け、各種規程等の整備を進める必要があることから目標として設定。 なお、改正行政不服審査法は平成28年4月1日に施行済。</p>
<p>行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用により、行政運営における公正の確保及び透明性の向上並びに簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ること</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等を通じ必要な情報提供を実施</p>	<p>⑦</p> <p>行政手続制度、行政不服審査制度の普及 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>平成27年4月施行の改正行政手続法及び28年4月施行の改正行政不服審査法について、各府省や各地方公共団体に於ける主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供</p>	<p>28年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>30年度</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>各府省や各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し、研修・説明会等のあらゆる機会を通じて、行政手続及び行政不服審査制度の円滑な運用について必要な情報の提供を実施</p>	<p>平成26年6月に成立・公布された改正行政不服審査法関連3法のうち、平成27年4月に改正行政手続法が、28年4月に改正行政不服審査法がそれぞれ施行された。 改正行政手続法については、新たに処分等の求めや行政指導の中止等の求めが規定された。また、改正行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から旧行政不服審査法の仕組みを抜本的に見直した。 これらの制度を定着させることは、公正性、利便性の向上や救済手段の充実・拡充を図るために重要であり、また、これらの制度を一般国民が利用しやすくするためには、その受け手となる各府省や各地方公共団体が主体的に担当者の資質の向上を図ることが肝要であると考えられることから、その取組状況を把握し、情報提供を行うことを指標として設定。 なお、各機関の取組状況を把握する一環として、施行状況調査を実施している。 (参考) 行政手続制度に基づき、標準処理期間を定めているものの割合 平成21年度行政手続法施行状況調査結果 41.2% 平成25年度行政手続法施行状況調査結果 53.0% 平成27年度行政手続法施行状況調査結果 52.0%</p>

国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用により、行政の信頼性及び透明性の向上、国民の権利利益の保護を図ること	国民への説明責務を全うするため、開示決定期限の遵守の徹底を図ること	⑧	国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：99.9% 独立行政法人等：99.7%	26年度	平成26年度値以上（100%を目指す）	30年度	平成26年度値以上（100%を目指す） 行政機関：99.9%、独立行政法人等：99.7%（平成27年度値）	平成26年度値以上（100%を目指す） ※28年度実績値については30年9月上旬目処で取りまとめ予定。	平成26年度値以上（100%を目指す）	—	開示請求件数が増加傾向にある現状を踏まえて、行政機関等の保有する情報の迅速な開示の観点から、期限内（原則30日以内。延長した場合には延長期限内）に開示決定等がなされることが、行政の信頼性及び透明性の向上に資すると考えられるため、期限内に開示決定等がされたものの割合について指標及び目標値を設定（平成26年度実績値を基準として目標値を設定）。
	職員研修により、情報公開制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	9	国の行政機関等の職員に対する情報公開制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：93.8%	27年度	平成27年度値を上回る	30年度	平成27年度値を上回る 参加機関等数：699 参加者数：1,239人 満足度：97.7% 9箇所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所）	平成27年度値を上回る 参加機関等数：709 参加者数：1,221人 満足度：96.1% 9箇所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所）	平成27年度値を上回る	—	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における情報公開制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成27年度実績値を基準として目標値を設定）
	保有個人情報の適正な管理を図ること	⑩	国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数（行政機関及び独立行政法人等） ＜アウトプット指標＞	行政機関：491件 独立行政法人等：551件	26年度	平成26年度値より減少（10%減を目指す）	30年度	平成26年度値より減少 行政機関：656件、独立行政法人等：607件（平成27年度値）	平成26年度値より減少（10%減を目指す） ※28年度実績値については30年9月上旬目処で取りまとめ予定。	平成26年度値より減少（10%減を目指す）	—	マイナンバー法の施行等に伴い、国民の個人情報保護に係る意識向上が進捗しつつある現状を踏まえて、行政機関等において個人情報の適切な管理を実施し、個人情報の漏えい等事案の件数を減らすことは、国民の権利利益の保護につながると考えられるため、個人情報の漏えい等事案の件数について指標及び目標値を設定（平成26年度実績値を基準として目標値を設定）。 ※左記の基準（値）及び目標（値）においては、配送を請け負った事業者による誤送付・誤送信及び紛失に係るもの、盗難及び不正アクセス・不正プログラムに係るものを除く。 （参考）24年度実績：行政機関：716件、独立行政法人等：620件 25年度実績：行政機関：550件、独立行政法人等：581件
	職員研修により、個人情報保護制度の趣旨及び内容等の徹底を図ること	11	国の行政機関等の職員に対する個人情報保護制度の運用に関する研修における満足度等の割合 ＜アウトプット指標＞	参加機関等数：743 参加者数：1,229人 満足度：95.7%	27年度	平成27年度値を上回る	30年度	平成27年度値を上回る 参加機関等数：699 参加者数：1,239人 満足度：94.0% 9箇所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所）	平成27年度値を上回る 参加機関等数：709 参加者数：1,221人 満足度：93.22% 9箇所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州管区行政評価局、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所）	平成27年度値を上回る	—	施行状況調査の実施等により行政機関等における制度運用状況を把握し、その結果を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を通じて制度の適正かつ円滑な運用を徹底することにより、各行政機関等における個人情報保護制度の円滑な運用が図られるものとして、指標及び目標値を設定（平成27年度実績値を基準として目標値を設定）

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ^(※3)			関連する 指標 ^(※4)	達成手段の概要等	平成30年度行政事業 レビュー事業番号
		28年度	29年度	30年度			
(1)	行政管理実施事業(昭和21年度)	188百万円 (145百万円)	182百万円 (148百万円)	170百万円	1~11	<p>○各府省におけるICTを活用した業務・システム改革を推進し、行政運営の改善、効率化及び行政サービスを向上。</p> <p>○独立行政法人通則法等の独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案を通じ、独立行政法人の業務運営を適正化。</p> <p>○公共サービス改革基本方針の改定や、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い指針等を作成するなどして、競争の導入による公共サービスの改革を推進。</p> <p>○行政運営の基本的、共通的なルール(行政手続法、行政不服審査法、行政機関情報公開法、行政機関個人情報保護法等)について、各行政機関の運用状況の把握、各行政機関等における適正な運用となるよう普及啓発、国民の利便性の向上を図るよう周知活動等を実施。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請・届出等手続におけるオンライン利用率:70%以上(平成33年度) ・公共サービス改革法の対象事業数に占める新プロセス等への移行割合:40%以上(平成30年度) ・国の行政機関等における情報公開制度において、期限内に開示決定等がされたものの割合:100%(平成30年度) ・国の行政機関等における個人情報保護制度において、個人情報の漏えい等事案の件数:937件(平成30年度) <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子政府推進員による広報・普及啓発活動:延べ163回(平成28年度) ・地方公共団体の窓口業務における民間委託の導入成果に関する調査:1件(平成29年度) <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>業務・システム改革に関する取組や、行政手続法、行政機関等情報公開法などの行政運営の基本的、共通的なルールについて、各行政機関等の運用状況の把握等を行うことにより、行政の適正かつ効率的な運用が推進されることとなるため、行政サービスの向上、行政運営の効率化、国民の権利利益の保護等に寄与する。</p>	0001
(2)	独立行政法人通則法(平成11年)	—	—	—		独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。	
(3)	行政手続法(平成5年)	—	—	—		処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。)の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。	
(4)	行政不服審査法(昭和37年)	—	—	—		行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことにより、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。	
(5)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	—	—	—		行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
(6)	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年)	—	—	—		独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
(7)	行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年)	—	—	—		民主主義の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する。	
(8)	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年)	—	—	—		民主主義の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする。	

政策の予算額・執行額	188百万円 (145百万円)	182百万円 (156百万円)	170百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					世界最先端IT国家 創造宣言	平成25年6月 14日(平成26 年6月24日改 定)(平成27年 6月30日改定) (平成28年5月 20日改定)	Ⅱ.「国から地方へ、地方から全国へ」(IT活用の更なる推進のための3つの重点項目) Ⅱ-1.【重点項目1】国・地方のIT化・業務改革(BPR)の推進

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄の書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることもある。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要となる主な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APIに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。